

## 第83期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

日本テレビホールディングス株式会社

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、事業報告の一部、連結注記表及び個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ntvhd.co.jp/ir/holder/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆様へご提供しております。

# 目 次

1. 事業報告「2. 会社の現況」	
(5) 業務の適正を確保するための体制	・・・ 1ページ
(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	・・・ 4ページ
(7) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針に関する事項	・・・ 5ページ
2. 連結計算書類「連結注記表」	・・・ 8ページ
3. 計算書類「個別注記表」	・・・ 14ページ

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「日本テレビ・コンプライアンス憲章」を制定し、当社及び当社グループの常勤役員・従業員が宣誓します。また、その徹底を図るため、経営戦略局、総務管理局を中心に役職員に対する教育等を行います。

取締役及びオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令・定款・企業倫理の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めます。

法令上疑義のある行為等について、通常の報告ルートを整備するとともに、当社及び当社グループの従業員が直接情報提供や調査要請を行う社内公益通報制度「日テレHDホットライン」を設置します。「日テレHDホットライン」は、従前の制度「日テレホイッスル」を名称変更したものであり、平成28年4月1日より施行しています。

取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役、社外監査役による牽制機能を重視し、取締役会の活性化等コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

「業務監査委員会」を設置し、会社業務の内部監査及びコーポレート・ガバナンスの検証を行います。反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規則」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、定められた期間保存します。

文書等の取扱所管部は総務管理局とし、各局等に情報資産管理責任者及び情報資産実務担当者を置き、管理します。

取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとします。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」及び「危機管理委員会」を設置し、前者において全社的なリスク管理を行い、後者において新たに生じた危機について迅速に対処します。

当社グループでは、災害、情報管理、番組制作、著作権契約、放送、不正行為等に係るリスクについて、組織横断的な各種委員会を設置し、諸制度改善、規程の整備等に取り組みます。

特に、地震等非常時に緊急放送を行うことは当社グループの使命であり、放送機能を維持、継続するための設備・体制を整えるとともに、「首都圏大災害マニュアル」を制定し、それに基づいた実地訓練を行います。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
職務分掌、りん議規程等社内の規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。  
また、当社と利害関係を有しない社外取締役により、業務執行についての牽制機能が働くようコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
グループ会社における法令・定款の遵守、経営・事業内容の総合的戦略の構築とその実施・運営及び職務執行の効率化に関する事項全般を取り扱う「グループ戦略室」を設置し、グループ一体となった法令・定款の遵守体制、リスク管理体制及び効率的職務執行体制を構築するよう管理します。  
「日本テレビホールディングス グループ管理規程」及び「グループ会社管理規程」を作成し、グループ会社の損失の危機の管理体制に関する基本事項を定めるとともに、グループ会社から当社に対し重要事項の報告を行うための体制を整備します。  
グループ会社の代表者等で構成する「グループ経営会議」を定期的開催し、業務の適正を確保するとともに、情報の共有化と職務執行の効率化を図ります。  
グループ会社の役員・従業員を対象にコンプライアンスに係る研修を適宜実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役求めに応じ監査役を補助する従業員を監査役会事務局に配置するものとし、当該従業員は監査役の指示に従ってその職務を行い、取締役はこれと異なる指示をすることができないものとします。  
監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。  
監査役会事務局所属の従業員は、監査役の職務の補助の他、兼務として業務監査室の室員を務めます。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助する従業員は、当社及び当社グループの業務の執行に係る役職を兼務しないものとし、その人事考課は監査役が実施し、人事異動・懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社の取締役は、内部監査の実施状況を踏まえ、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を監査役に報告します。  
当社の従業員は、当社及び当社グループに影響を及ぼす事項、法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、通常の報告ルートに加え、社内公益通報制度である「日テレHDホットライン」により、監査役又は総務管理局に直接報告することができます。グループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者についても同様とします。  
「業務監査委員会」は、内部監査の結果に加え、当社の従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員からの報告内容を定期的に監査役に報告します。  
これらの報告を行った当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 常勤監査役は、常勤取締役会に出席し、常勤取締役との意見の交換を行います。
- 監査役は、グループ会社の代表者等で構成される「グループ経営会議」に出席することができます。
- 監査役は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができ、これらのために要する費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還を当社に請求することができるものとし、当該請求がなされたときは、当社は監査役の判断を尊重して当該費用の前払い又は償還に応ずるものとします。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するために、前記2.(5)の体制に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。当事業年度の運用状況の概要は次のとおりです。

### ① コンプライアンス体制について

当社及び当社グループは、役職員が遵守すべき基本的な企業行動憲章「日本テレビ・コンプライアンス憲章」の周知に努めるとともに、各種研修（情報セキュリティやインサイダー取引防止等）を適宜行いました。社内公益通報制度「日テレホイッスル」の通報先等の見直しを行い、その名称を「日テレHDホットライン」と改め、平成28年4月1日より施行しています。

### ② 取締役の職務執行について

常勤役員による常勤取締役会を原則毎週開催したほか、取締役会を年度内に7回開催し、法令・定款に定められた事項及び経営に関する重要事項等を決定しました。また、各取締役の職務執行状況及びグループ会社の業績等についての報告を受け、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合するように監視・監督を行いました。

### ③ 損失の危険の管理体制について

当社グループの業務の適正を確保するために、グループ会社の代表等で構成する「グループ経営会議」を開催し、子会社事業の運営状況の把握を行うとともに、企業経営に影響を及ぼすリスクを洗い出し、必要な対策を講じました。

### ④ 内部監査及びコーポレート・ガバナンスの検証について

業務監査委員会は、業務監査室が内部監査年度計画に基づいて行う財務報告に係る内部統制システムの整備及びその運用状況の評価並びに当社及び当社グループの経営諸活動の管理・運営に係る制度及び業務遂行状況の監査結果を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの検証を行いました。

### ⑤ 監査役監査の実効性確保の体制について

監査の実効性を高めるために、内部監査部門は監査役との緊密な連携を図りました。監査役は、審議決定した監査方針や監査計画に基づき、監査役会を年度内に8回開催し、取締役の職務の執行状況や、法令・定款の遵守状況等を監査しました。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行いました。

## (7) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に関する事項

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### ② 基本方針の実現のための取組みの内容の概要

#### ア. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は、平成24年10月1日付で認定放送持株会社体制へ移行し、新体制の下、平成24年度(2012年度)から平成27年度(2015年度)を計画期間とする中期経営計画「日本テレビグループ中期経営計画2012-2015 Next60」に基づき、平成27年度(2015年度)に、連結売上高4,000億円、連結経常利益500億円(経常利益率12.5%)以上を達成することを目指してまいりました。そして、ゴール年度である平成27年度(2015年度)決算において、上記目標を達成することができました。

今般、さらなる企業価値の向上を図るため、平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)を計画期間とする新たな中期経営計画「日本テレビグループ 中期経営計画 2016-2018 Change65」を策定いたしました。

日本テレビグループは、報道機関としての社会的責任を果たし、新たなメディア・コンテンツと生活・文化を生み出す“豊かな時を提供する企業”であり続けることを将来のあるべき姿と捉えます。

その上で、2016-2018中期経営目標として、(a)人々を豊かにするコンテンツを創造・発信する最強の制作集団、(b)継続的成長を目指した事業の“破壊と創造”、(c)海外における確固たるポジションの獲得、(d)地域・個人に寄り添った社会貢献、及び(e)働く人すべてが能力を高め挑戦できる環境の醸成を掲げています。

これらの目標を達成することにより、企業価値の拡大を図り、平成30年度(2018年度)に、連結売上高4,600億円、連結営業利益550億円(営業利益率12.0%)、連結経常利益600億円(経常利益率

13.0%)以上を目指します。当社グループは、一丸となって、中期経営計画の目標達成に向け「改革と挑戦」を続けてまいります。

また、当社は、上記諸施策の実行に向けた体制を整備するべく、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役全12名のうち5名を社外取締役としております。また、経営陣の株主の皆様に対する責任をより一層明確化するため、取締役の任期を1年としております。当社は、これらの取組みに加え、今後も引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成25年6月27日開催の第80期定時株主総会（以下「前定時株主総会」といいます。）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決議いたしました（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本プランは、(i)当社株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得もしくは(ii)当社株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を原則として適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

買付者等には、当該買付等に先立ち、当社に対して、意向表明書、及び、当社所定の情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

企業価値評価独立委員会（独立性のある社外取締役等から構成される委員会で、取締役の恣意的判断を排し、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行うことが予定されております。）は、買付者等から買付説明書等が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案等を提供するよう要求することができます。

企業価値評価独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営方針・事業計画等に関する情報収集・比較検討、代替案の検討、当該買付者等との協議・交渉等を行います。

企業価値評価独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合や買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等で、本プラン所定の要件に該当するとき、差別的行使条件及び差別的取得条項が付された新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる適切な施策を実施する



ことを勧告します。なお、企業価値評価独立委員会は、一定の場合に、当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。

当社取締役会は、企業価値評価独立委員会の上記勧告を最大限尊重して上記新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。但し、企業価値評価独立委員会が上記新株予約権の無償割当て等を実施するに際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

本プランの有効期間は、原則として、前定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

③ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②アの取組み）について

経営方針、コーポレート・ガバナンスの強化等といった各施策は、上記②ア記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記②イの取組み）について

本プランは、上記②イ記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、株主総会において株主の承認を得て更新されたものであること、一定の場合に、本プランの発動の是非について株主総会に付議されることがあること、独立性のある社外取締役等のみによって構成される企業価値評価独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値評価独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、企業価値評価独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本プランの有効期間が定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社 日本テレビ放送網(株)、(株)BS日本、(株)CS日本、(株)日テレ・テクニカル・リソーシズ、(株)日テレ アックスオン、(株)日テレイベント、(株)日本テレビアート、日本テレビ音楽(株)、(株)バップ、(株)ティップネス、(株)日本テレビサービス、(株)日本テレビワーク24、(株)フォアキャスト・コミュニケーションズ、(株)日テレ7、(株)タツノコプロ、H J ホールディングス合同会社、NTV America Company、NTV International Corporationの18社であります。
- ②非連結子会社 (株)日本テレビ人材センター等27社であります。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみていずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。  
なお、当連結会計年度において新たに株式を取得した(株)HAROiD及び新たに設立したNTV Asia Pacific Pte.Ltd.他1社を非連結子会社としております。  
また、当連結会計年度において清算終了により1社が非連結子会社ではなくなりました。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用会社 (株)日本テレビ人材センター等非連結子会社27社及び関連会社27社に対する投資について持分法を適用しております。  
なお、当連結会計年度において新たに株式を取得した(株)HAROiD及び新たに設立したNTV Asia Pacific Pte.Ltd.他1社を持分法適用の非連結子会社とし、当連結会計年度において新たに設立したGEM Media Networks Asia Pte.Ltd.及び有限責任事業組合HI-AX他1社を持分法適用の関連会社としております。  
また、当連結会計年度において清算終了により非連結子会社1社及び関連会社1社を持分法適用の範囲から除外しております。
- ②持分法非適用会社 該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はNTV America Company及びNTV International Corporationを除き全て連結決算日と一致しております。  
NTV America Company及びNTV International Corporationの決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるので、正規の決算を基礎として連結決算を行っております。また、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)  
その他有価証券 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの…移動平均法に基づく原価法  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- たな卸資産 主として先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 番組勘定 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

なお、平成10年度の法人税法の改正に伴い、平成12年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～15年
工具、器具及び備品	2年～20年

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)で均等償却しております。

また、商標権については16年、顧客関連資産については8年～16年で均等償却しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

音楽や映像などのパッケージメディアの返品による損失に備えるため、法人税法による繰入限度額の100%を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度において費用処理しております。

ハ. 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において費用処理しております。なお、当連結会計年度におきましては、過去勤務費用は発生しておりません。

ニ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額が僅少な場合、発生年度において全額償却しております。

⑦消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## ⑧会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳	
商品及び製品	2,384百万円
仕掛品	148百万円
原材料及び貯蔵品	1,067百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	160,039百万円
(3) 非連結子会社及び関連会社に対する投資等	
投資有価証券(株式)	51,570百万円
その他の投資その他の資産	11,526百万円
(上記のうち共同支配企業に対する投資)	(5,387百万円)
(4) 担保に供している資産	
担保資産	
土地	101,031百万円
担保付債務	
長期預り保証金	19,000百万円
(5) 保証債務	
従業員の金融機関からの借入に対して次のとおり債務保証を行っております。	
従業員の住宅資金銀行借入金	135百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	263,822千株	－千株	－千株	263,822千株

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,108千株	18千株	－千株	10,126千株

(注) 自己株式の株式数の増加18千株は、単元未満株式の買取り、持分法適用会社が取得した自己株式、及び持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増加の合計であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,074百万円	20円	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	2,521百万円	10円	平成27年9月30日	平成27年11月30日

##### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,145百万円	利益剰余金	24円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については有価証券を始めとする金融商品の適正かつ安全な運用を最優先とし、また、資金調達については自己資金を原則としております。

営業債権である受取手形及び売掛金、業務上の関係を有する企業への長期貸付金は、信用リスクにさらされておりますが、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格等の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式や安全性の高い債券であり、時価については定期的に管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用、及び短期借入金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

当社グループの連結会社は、デリバティブ取引を原則として利用しない方針です。当社グループの一部の関連会社は、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を利用しております。なお、運用商品の中にデリバティブ取引が組み込まれた複合金融商品を取扱う場合は、組込デリバティブのリスクが金融資産の元本に及ばないものに限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	26,847百万円	26,847百万円	－百万円
(2)受取手形及び売掛金	97,514	97,514	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	68,000	66,416	△1,583
②その他有価証券	186,148	186,148	－
(4)長期貸付金	9,899		
貸倒引当金(※)	△860		
	9,039	9,087	48
資産計	387,549	386,014	△1,535
(5)支払手形及び買掛金	7,431	7,431	－
(6)短期借入金	7,840	7,840	－
(7)未払費用	51,422	51,422	－
(8)リース債務	17,124	18,613	1,489
(9)長期預り保証金	20,057	16,512	△3,545
負債計	103,876	101,820	△2,056

(※)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、投資信託の受益証券のうち預金と同様の性格を有するもの（MMF等）については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、貸倒懸念債権については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額をもって時価としております。なお、長期貸付金には1年内返済予定額を含んでおります。

(5)支払手形及び買掛金、(6)短期借入金、(7)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未払費用には、金銭債務に該当しない債務も含めて計上しております。

(8)リース債務、(9)長期預り保証金

これらの時価については、元金及び元利金と同額を新規に調達した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、リース債務には1年以内返済予定額を含んでおります。また、リース債務の一部には転リース取引におけるリース債務が含まれております。これについては、連結貸借対照表に利息相当額控除前の金額で計上しており、時価の欄には、連結貸借対照表計上額を記載しております。

2. 非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額51,570百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額10,750百万円）並びに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額2,127百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都港区汐留地区において賃貸用の土地、東京都千代田区麹町地区において賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
84,528百万円	87,911百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額等によっております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,337円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 145円38銭   |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都千代田区	賃貸不動産	土地

当社グループは、主に管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。処分の意思決定をした資産については個別にグルーピングを実施し、減損損失の認識の判定をしております。

当連結会計年度において、売却処分の意思決定を行った資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,321百万円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額によって測定しており、売却予定価額に基づき評価しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 満期保有目的の債券
    - 償却原価法（定額法）
  - 子会社株式及び関連会社株式
    - 移動平均法に基づく原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- (2) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (3) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (4) 会計方針の変更
- (企業結合に関する会計基準等の適用)
- 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。
- 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
- なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

### 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- |         |            |
|---------|------------|
| 担保資産    |            |
| 土地      | 101,031百万円 |
| 担保付債務   |            |
| 長期預り保証金 | 19,000百万円  |
- (2) 保証債務
- 次の債務保証を行っております。
- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| (株)ティップネスの建物賃貸借契約における連帯保証債務 | 556百万円 |
|-----------------------------|--------|
- (3) 区分表示していない関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 676百万円    |
| ② 短期金銭債務 | 76,459百万円 |

### 3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- |              |           |
|--------------|-----------|
| ① 営業収益       | 29,938百万円 |
| ② 営業費用       | 211百万円    |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 289百万円    |



#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	5,989千株	1千株	－千株	5,990千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### ①流動の部

繰延税金資産	
未払事業税等	43百万円
その他	0
繰延税金資産合計	43

##### ②固定の部

繰延税金資産	
組織再編に伴う関係会社株式	4,013百万円
其他有価証券評価差額金	14
その他	42
繰延税金資産小計	4,071
評価性引当額	△42
繰延税金資産合計	4,028
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	4,240
繰延税金負債合計	4,240
繰延税金負債の純額	212

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	日本テレビ放送網(株)	所有 直接 100.0	不動産の賃貸借 経営管理 役員の兼任	不動産賃貸収入	3,120	売掛金	390
				キャッシュマネジメントサービスによる資金の借入	14,011	短期借入金	23,233
				支払利息	51	-	-
子会社	(株) B S 日本	所有 直接 100.0	経営管理 役員の兼任	キャッシュマネジメントサービスによる資金の借入	13,579	短期借入金	13,127
				支払利息	51	-	-
子会社	(株)日テレ アックスオン	所有 直接 100.0	経営管理 役員の兼任	キャッシュマネジメントサービスによる資金の借入	5,000	短期借入金	4,629
				支払利息	18	-	-
子会社	(株) パ ッ プ	所有 直接 51.0 間接 2.0	経営管理 役員の兼任	キャッシュマネジメントサービスによる資金の借入	13,536	短期借入金	13,882
				支払利息	50	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1.不動産の賃貸料については、近隣における第三者への賃貸料等を斟酌して決定しております。
- 2.資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
- 3.借入金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- 4.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,513円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 103円54銭   |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。